

# 令和2年度大学入試センター試験からの主な変更点①

主な変更点

1

## 「視覚に関する配慮事項」における「対象となる者」を変更

「視覚に関する配慮事項」における、1.3倍の試験時間延長の対象となる者について、下表のとおり変更します。これに伴い、診断書（視覚障害関係）の様式を一部変更します。（両眼視力の記入欄の追加等）

対象となる者		解答方法及び試験時間について 配慮する事項（例）（注1・2）	
令和2年度 大学入試センター試験	令和3年度 大学入学共通テスト	解答方法	試験時間
点字による教育を受けている者	点字による教育を受けている者	点字解答	1.5倍に延長
①良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者うち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者		
②両眼による視野について強度視野障害のある者	②視力以外の視機能障害（注3）が高度の者うち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	文字解答	1.3倍に延長
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者	③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者		一般受験者と同じ
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者		一般受験者と同じ

（注1）「配慮する事項（例）」は、解答方法と試験時間に関する代表的な配慮事項の例示であり、「対象となる者」に該当する者であっても、受験上の配慮申請でこれらの配慮事項を申請し、許可された場合に限り、受験上の配慮を行います。（申請しない場合又は申請しても審査の結果不許可となった場合は、配慮されません。）

（注2）解答方法及び試験時間以外の配慮事項については、「受験上の配慮案内」を確認してください。

（注3）視野の障害、明暗順応の障害、眼球振盪などが該当します。詳しくは、「受験上の配慮案内」を確認してください。